

令和6年度第1回 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 日 時 令和6年9月4日(水) 午後1時30分～午後2時30分
2. 場 所 神戸市役所4号館1階(危機管理センター) 本部員会議室
3. 出席委員 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員

(敬称略 23名中21名出席)

公益代表	高瀬、やの、足立、上村、河端、田中、 加藤
保険医・保険薬剤師代表	堀本、松井、久次米、百瀬、竹中、安田
被保険者代表	中島、吉岡、樋口、井上、小松、村木
被用者保険等保険者代表	東、市本
神戸市(事務局)	八乙女福祉局長、若杉福祉局副局長、 堀内国保年金医療課長、 福永保健事業担当課長 細川係長、近藤係長、高橋係長、 阿部係長

I 令和5年度 神戸市国民健康保険事業について

●事務局 資料説明

(質問等)

○委員

特定健診の時に、保険証を持って来ないでマイナンバーを持ってきていた人が数人

いたが、その日は受診できなかった。それはなぜか。

また、高額療養費に関しても、病院によってはマイナンバーがあれば限度額認定証はいらないという説明を受けたが、行政窓口に行くと言われ発行しておいてくださいと言われた。マイナンバーと保険証の絡み、それに付随する限度額適用認定証の関係はどうなっているのか。マイナンバーになったときは、この限度額適用認定証は、本当にいらないのか、区役所の窓口ではっきり説明がいただけなかったのを教えていただきたい。

●事務局

特定健診の受付における資格確認については、現行、特定健診受診当日に保険証を提示いただき、その受診時点での国保資格を確認の上、受診していただいている。これがマイナ保険証に切り替わることに備えて、特定健診での資格確認を想定した現場でのカードリーダー導入の仕組みについて、昨年度より国からも通知がきている。神戸市の方でも、健診の委託機関にカードリーダー導入を促しているのので、実際に保険証の発行が廃止になる段階（今年の12月以降）においては、専用のリーダーをかざすことで、その方の資格の有無のみ照会をかけられる仕組みを併用できるような形で考えている。

●事務局

限度額適用認定証については、今後、特に申請手続き等をしなくても病院で対応するというのはその通りであると認識している。

マイナンバーカードを持っていてマイナ保険証を使われる方については、基本的に限度額適用認定証については、オンライン資格確認というのが窓口でできるので、基本的にはそちらで限度額まで止まるということになる。一方で、まだ、限度額適用認定証の申請はできるため、申請いただいたら発行するということにはなる。こちらから申請をどうですかという形は余りないとは思いますが、不安であれば申請しますかと

というようなやりとりがあったのかもしれない。病院によってはまだ対応されていないところも一部あるので、そういう意味で申し上げることはあるかもしれない。

○委員

入院する者がマイナンバーカードを持っていない、提出していない、マイナンバーカードに同意していないのに値するので発行していただいたのかなと思っていた。

●事務局

そのようなことであればあり得ると思う。

○委員

今後、マイナンバーを作ると、もうそれは必要なくなるということか。

●事務局

そのとおりである。

○委員

私の薬局でも、今、高額療養費に該当する多くの方が、マイナンバーカードの保険証利用の手続きをされている。マイナンバーカードの保険証利用は、マイナ保険証をかざして「情報提供に同意する」に「はい」というボタンを押すと、限度額の区分などもすべて確認でき、高額療養費もそれで対応できている。特定健診については「情報提供に同意する」を押していただいても、まだ紐付けされていない方がすごく多いように感じる。開いても情報が出てこないという状況がすごく多いので。マイナンバーカードを作るだけでなく、医療機関の窓口で「情報提供に同意する」に「はい」というボタンを押さないと確認できない、利用できないというふうに思っている。

○委員

今、こうやって教えてもらおうとよくわかるが、一般の人には、発行がなくなるということはいつ分かるのか。普段、病院かかっていない場合、どこで紐付けするんだろうと思う。

○委員

初回、医療機関を利用する時に、私どもの薬局では、全く初めてで分からない方には、スタッフがつきっきりになって対応している。割とご高齢で医療機関を使い慣れている方のほうが、ご自身でできばきと対応しているようだ。

最初、利用する時に、紐付け「はい」と押していただければできると思う。

○委員

2 ページの保険証の廃止についてお尋ねしたい。身内で障がいのある者がおり、本人は手も使えないからマイナンバーカードを作っていない。自分自身で取りに行くこともできない等で、普通の一般保険証を使っているが、その保険証がなくなり、この資格確認書が発行されるというのは施設の方からは聞いているが、手続きなどに少し不安があるため、教えていただきたい。

●事務局

マイナンバーカードを作っていない方、あるいは作ったけれども保険証としての役割をまだ果たせないような状況の方については、職権で資格確認書の交付を考えている。令和7年11月30日以降、マイナンバーカードでの保険証対応できない方については、資格確認書を一斉にお送りすることを考えている。

○会長

14 ページ「ジェネリック医薬品の差額通知の送付」については、郵送費などの経費やジェネリックに切り替えた場合の経費節減効果額について、データを挙げていただいた方が分かりやすいと思う。

それから 20 ページ「重複・多剤服薬対策」についても、対象者の選定基準（何回・何種類の薬を飲んでいるとか、あるいは同一医療機関に週何回行っているなど）のデ

一タも挙げられた方が効果的ではないかと思う。

●事務局

重複・多剤の通知については、直近、令和5年度6,034名の方に通知を行い、重複は2医療機関以上で同じ成分のお薬を出されて飲まれている可能性のある方、多剤は6剤以上のお薬の処方を受けておられる方で、いずれもお薬手帳を利用されていない方という条件で対象者を抽出、3ヶ月間のレセプトで確認、該当者に通知を送付している。その通知後に、一定レセプトの確認期間を置いて、改善状況も検証の上、事業評価をしている。令和5年度は、改善のなかった10名に神戸市薬剤師会の協力により個別指導を行ったという要点のみの表記となっているため、今後、対象者の選定基準などのデータも資料として記載、ご説明できるように心がけていきたい。

ジェネリックについては、癌や精神疾患を除く形にはなるが、定期的に生活習慣病の治療を中心に処方されている方が、先発医薬品をジェネリックに切り替えた場合の差額通知を送付している。令和5年度は過去3ヶ年で通知対象となった方は差額が800円以上、過去に通知対象になっていない方は差額が100円以上の方を対象抽出して、約1万人に通知を送った。通知後のレセプトの状況も確認し、切り替えた方の効果額を検証しながら事業を実施している。

○会長

10～11ページ「減額・減免の適用」について、全被保険者の83.6%が減免の適用を受けているのは非常に高いような印象を受けた。後期高齢者医療制度の場合、減免適用を受けている方は50%ちょっと超えているぐらいだったと思う。制度や対象者も違うので一概に比較はできないが、50%と83%では、ものすごく差があるようで、国保独特の対象者の特性かあるのかどうか、また、似たような規模の国保で神戸市の数値がどの程度にあるのか、教えていただければと思う。

●事務局

後期と比べて、国保加入者の特性として低所得の方が多いこと、また、一定数収入があつて保険料を払っている方が、今回、被用者保険に移行することによる影響が大きく、減額・減免が年々増えてきているのが現状だと思う。

○委員

この資料にはでていないが、「子ども子育て支援金」というのを医療保険に乗せるという話があつたと思うが、あの話は進んでいるのか。来年か再来年の4月、公的医療に乗せるということで聞いていたが、それはここに関係することなのか。

●事務局

先日、国会で法案が成立したところで、医療保険には令和8年度から子育て関係の支援金の費用が保険料の一部として含まれる。令和8年度のイメージとしては、4ページ「保険料の決め方」で、3つ図があり、上が医療分、真ん中が後期高齢者支援金分、そして介護納付分。令和8年度からはここにもう1つ、子ども子育て支援金が入るというイメージになる。詳細はまだ国の方から出てきてないので、今回の資料等にも載せていない。

○会長

ぜひ被保険者の方に不便が及ばないように、慎重に配慮していただきたいと思う。

○会長

先ほどの重複・多剤についても、今後はデータとしてマイナ保険証の中に入ってくるのか。そうすると個々の医療機関でもそれを見られることになるということか。

●事務局

はい。マイナ保険証で、薬局や診療機関等の連携がよりつながりやすくなり、本人

や関係者が健診結果等を閲覧できる制度も進んでくると思う。また、薬剤情報がしっかりとオンラインの中で管理・共有されることが進んできたら、重複や多剤に対するの管理も、本人のお薬手帳とは別のより客観的な観点で管理されることになろうかと思う。国保としてもマイナ保険証の利用や、健診と絡めたいろいろな広報の中でも、そういった取り組みは進めていきたいと考えている。

○会長

やはり積極的に活用する方法を進めていけば、普及も進むのではと思う。